

平成30年度

中小企業連携トライアル事業補助金

評価表

NO.

45

所管部課名	商工政策課		担当者	吉井 直史				
事務事業名	企業支援事業							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	5,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 4,000 千円	その他 1,000 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	企業間の連携による新製品等の開発件数		3		平成35年度			
成果指標②								
補助対象者	市内中小事業者							
補助対象経費	市内中小事業者が連携して取り組む新製品開発経費(開発費、専門家謝金、旅費、広報費、借上料)							
補助対象事業・活動の内容	中小事業者が、他の事業者、研究開発機関、教育機関等と連携して取り組む事業で新製品開発に係るもの							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	一連携事業につき補助率 1/2 上限 100 万円							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業(団体)等の決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
		自己資金	0		2,209,974	53.5%	1,245,029	50.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			2,209,974	53.5%	1,245,029	50.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			1,919,000	46.5%	1,243,000	50.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
	計	0		4,128,974	100.0%	2,488,029	100.0%	
	支出	事業費			4,128,974	100.0%	2,488,029	100.0%
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
		計	0		4,128,974	100.0%	2,488,029	100.0%
	支出計/前年度支出計						60.3%	
自己資金/前年度自己資金						56.3%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				3		2		
成果指標の推移①				3		5		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】該当なし 【事業のPR方法】ホームページやセミナー等において周知している。 【費用対効果】 ・市内中小事業者等の連携による新製品の開発、販路開拓を促進することで地域の活性化が期待できる。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内中小事業者の連携による新製品の開発、販路開拓を促進することで地域経済の活性化が期待できる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	中小事業者間の事業の連携を促進することで、個々の事業者では難しい新たな事業展開がなされており、地域経済の活性化につながっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	新製品の開発等においては、中小事業者の持つ技術、手法を組み合わせることで成果が期待でき、中小事業者へ補助し、事業を促すことは適切なものである。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は2分の1で、一事業あたりの補助上限（100万円）も定めており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	一事業あたりの補助率及び補助上限を設けていることから、固定的な補助金ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	個々の中小事業者では難しい事業も、連携し、持てる技術や技能を活かすことで可能となる例もあり、中小事業者間の連携を促すことは適切な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 中小事業者等の連携による新製品の開発により、事業の拡大の効果がみられているため、引き続き実施することが望ましい。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

中小企業連携トライアル事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる中小企業連携トライアル事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者等の要件)

第2条 中小企業連携トライアル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、市内で事業を営む中小企業者とする。ただし、市税を滞納している者及び他から同一事業に対する助成を受ける者は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が、他の事業者、研究開発機関、教育機関等と連携して取り組む事業で新製品開発に係るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の補助率及び限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 市税の滞納のない証明書（全参加企業・団体）
- (3) 企業等概要説明書（別紙2）（全参加企業・団体）
- (4) 過去3期分の決算書（全参加企業・団体）
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(審査)

第6条 市長は、交付の申請があったときは、薩摩川内市中小企業連携トライアル事業審査会（以下「審査会」という。）に諮り、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査する。

2 審査会は、申請者より申請事業内容を聴取し、交付の可否及び補助金の額等を審査する。

(実績報告)

第7条 補助金の報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実施に要した経費を証する書類（領収書等）の写し
- (2) 補助対象経費に対する証拠書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（補助事業期間）

第8条 補助金の交付の対象となる事業を行う期間は、交付決定を受けた年度から3箇年度以内とし、補助金の申請については、毎年度行うこととする。

（効果の測定）

第9条 補助事業者は、補助対象事業の実施成果の起業化に努めるとともに、補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果という。）は、その件数において測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の商工振興政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費 区分	内容	補助率	限度額
開発費	試作品開発に必要な原材料及び消耗品、設計、デザイン、製造、改良、加工に必要な経費 ※外部研究機関等への委託費、加工・製造の一部を他の事業者へ委託する経費を含む	1 / 2 以内	100 万円 以下
専門家 謝金	事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家（専門的知識・技術及び技能を有した者）に支払われる謝金 ※コンサルタント料を含む		
旅費	情報収集、販路開拓、マーケティング調査、PRを目的とした国内の出張費の実費（市の基準による） 事業遂行のために必要な専門家に対する旅費		
広報費	パンフレット、チラシ及びホームページ等の作成に要する経費 広報媒体等を活用するために必要な経費		
借上料	自ら開催する商談会や勉強会のための会場・機器借り上げ料		

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費				
1	市内中小企業者	1,243,000	1,245,029	0	2,488,029	2,488,029	0	0	2,488,029	連携して開発した新製品
合計		1,243,000	1,245,029	0	2,488,029	2,488,029	0	0	2,488,029	